

# インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用

令和 年 月 日

保護者様

年 組 番 氏名 さん

名取市立館腰小学校

校長 加藤 かほる

## 出席停止のお知らせ

お子さんはこの度、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症またはその疑いと診断されましたので、学校保健安全法に基づき、出席停止とします。この措置は、お子さんに十分休養を与え早く病気を治すためと、感染拡大を防ぐためのものです。なお、療養期間中は欠席扱いにはなりません。

お子さんが回復し登校する際は、保護者の方が「登校願い」を記入の上、学級担任に提出してください。

切り取らずに提出してください。

## 登校願い

学校長様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症またはその疑いと診断されましたが、

治癒しましたので令和 年 月 日からの登校を許可願います。

診断名 (○で囲んでください。 その他には病名を記入 してください。)	1 インフルエンザ ・A型 ・B型 2 新型コロナウイルス感染症 3 その他( )
感染が判明した日 (疑いを含む)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	

年 組 番

児童生徒氏名

保護者氏名

印

## 出席停止期間の考え方

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。インフルエンザの場合は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症の場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。下記の表を参照してください。

発症日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日です。病院受診時に、医師に、発症日と療養期間を確認してください。

解熱や症状軽快が早い場合、症状が治まっていても体内にウイルスが存在し、学校での感染流行が懸念されますので、最低5日間は登校を控えてください。新型コロナウイルス感染症については、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、登校する際はマスクの着用を推奨します。

**インフルエンザ出席停止早見表**

		発症日	発症後								
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1 発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)		発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
				出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2 発症後2日目に 解熱した場合		発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
					出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3 発症後3日目に 解熱した場合		発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
						出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4 発症後4日目に 解熱した場合		発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
							出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5 発症後5日目に 解熱した場合		発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
								出席停止	出席停止	登校可能	

※解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

**新型コロナウイルス感染症出席停止早見表**

		発症日	発症後 (10日経過まではマスク着用を推奨)								
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1 発症後3日目に 軽快した場合 (最低基準)		発熱、喉の 痛み等	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 24時間	自宅待機				
								出席停止	登校可能		
例2 発症後5日目に 軽快した場合		発熱、喉の 痛み等	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 24時間				
								出席停止	出席停止	登校可能	

※発症後5日間、かつ症状軽快後24時間経過していれば6日に登校可能。軽快していないければ待機期間を延長していただきます。